

ふじみ野市 こども計画

Fujimino Kodomo Plan

概要版



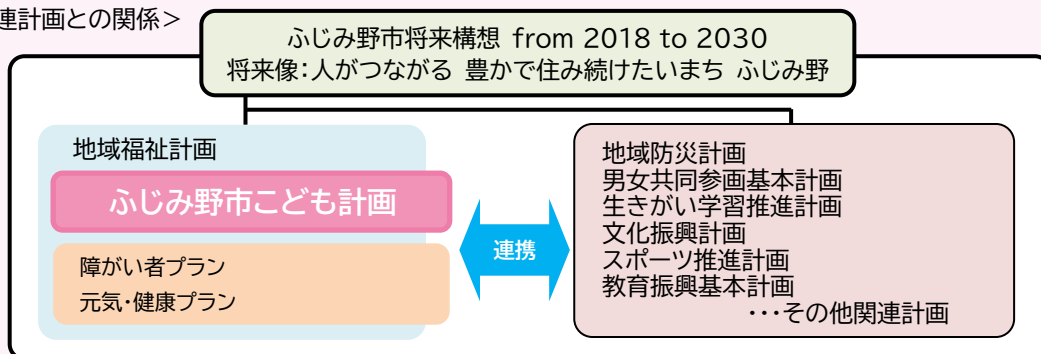
計画策定の趣旨

この度、「第2期ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画」と「第2期ふじみ野市子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）」を統合するとともに、若者世代への支援策を加え、新たに「ふじみ野市こども計画」を策定しました。本計画の推進により、オールふじみ野で子ども・若者及び子育て家庭を支援する体制を整えるとともに、こども施策の総合的な展開を図り、こどもにやさしいまちの実現を目指していきます。

計画の位置づけ

「ふじみ野市こども計画」は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定します。なお、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」等の関連する計画を包含し、一体のものとして策定しています。

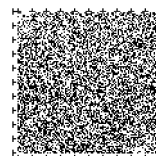
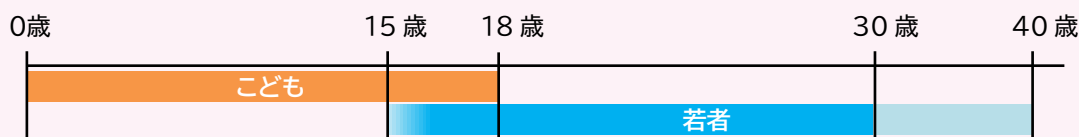
<上位・関連計画との関係>



計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画					ふじみ野市こども計画				
	第2期ふじみ野市子どもの未来応援プラン								

計画の対象



<基本理念>

こども・若者の未来を育む
子育てに優しくあったかいまちふじみ野



基本目標

1 こどもの権利を守り、未来を育む【ライフステージ共通】

基本施策1 こどもの権利に関する理解促進

施策1 こどもの権利の普及啓発・情報発信

施策2 こども・若者が意見を表明する機会の確保

基本施策2 こどもの居場所、体験・活動の充実

施策1 こどもの居場所の充実

施策2 体験・活動機会の充実

基本施策3 こどもの権利侵害・虐待の防止

施策1 児童虐待・いじめ防止対策の推進

施策2 相談・救済体制の整備

基本目標

2 こどもの健やかな成長を支援する【出産前～乳幼児期】

基本施策1 こどもを安心して産み、育てられるための支援

施策1 出産の希望を叶えるための支援

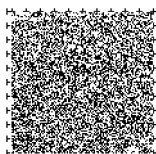
施策2 子育て家庭へ多様な育児支援

基本施策2 こどもの健やかな成長を支える支援の充実

施策1 多様な教育・保育サービスの充実

施策2 こどもの健康づくりの推進

施策3 子育て支援に関する相談・情報提供の充実



基本目標

3 こどもに寄り添い、夢や希望を育む【学齢期・思春期】

基本施策1 安全・安心な居場所づくり

施策1 放課後等の居場所の充実

施策2 こどもの遊び場の推進

基本施策2 こどもの育ちを見守り支える地域づくり

施策1 こどもへの相談支援体制の充実

施策2 地域ぐるみのこども支援の推進

基本目標

【青年期・子育て期】

4 こども・若者の社会参画とこどもを育む家庭を支援する

基本施策1 こども・若者の社会参画支援

施策1 就労・社会的自立への支援

施策2 悩みや不安を抱えるこども・若者への支援

基本施策2 子育てと仕事の両立支援

施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策2 共働き・共育での推進

基本目標

【ライフステージ共通】

5 全てのこども・若者が安心して暮らせるまちづくり

基本施策1 こどもの貧困対策の推進

施策1 こどもの教育・生活への支援

施策2 生活に困っている家庭への支援

基本施策2 配慮を要するこどもとその家庭への支援

施策1 ひとり親家庭への支援

施策2 外国につながる子育て家庭への支援

基本施策3 障がいのあるこども等への支援の充実

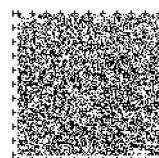
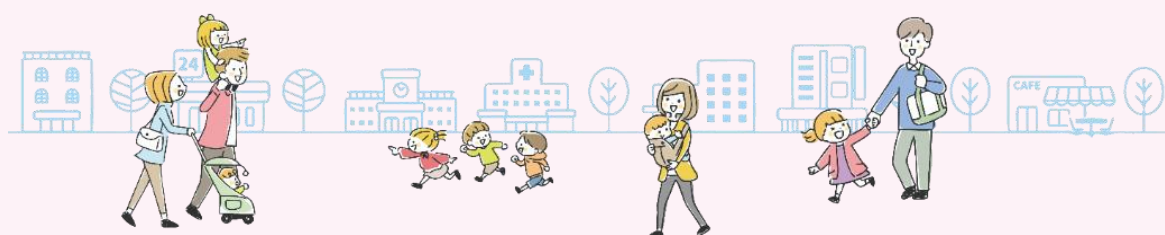
施策1 発育発達に不安のあるこどもの
早期発見・早期支援

施策2 障がいのあるこども等への支援体制の充実

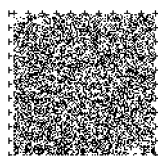
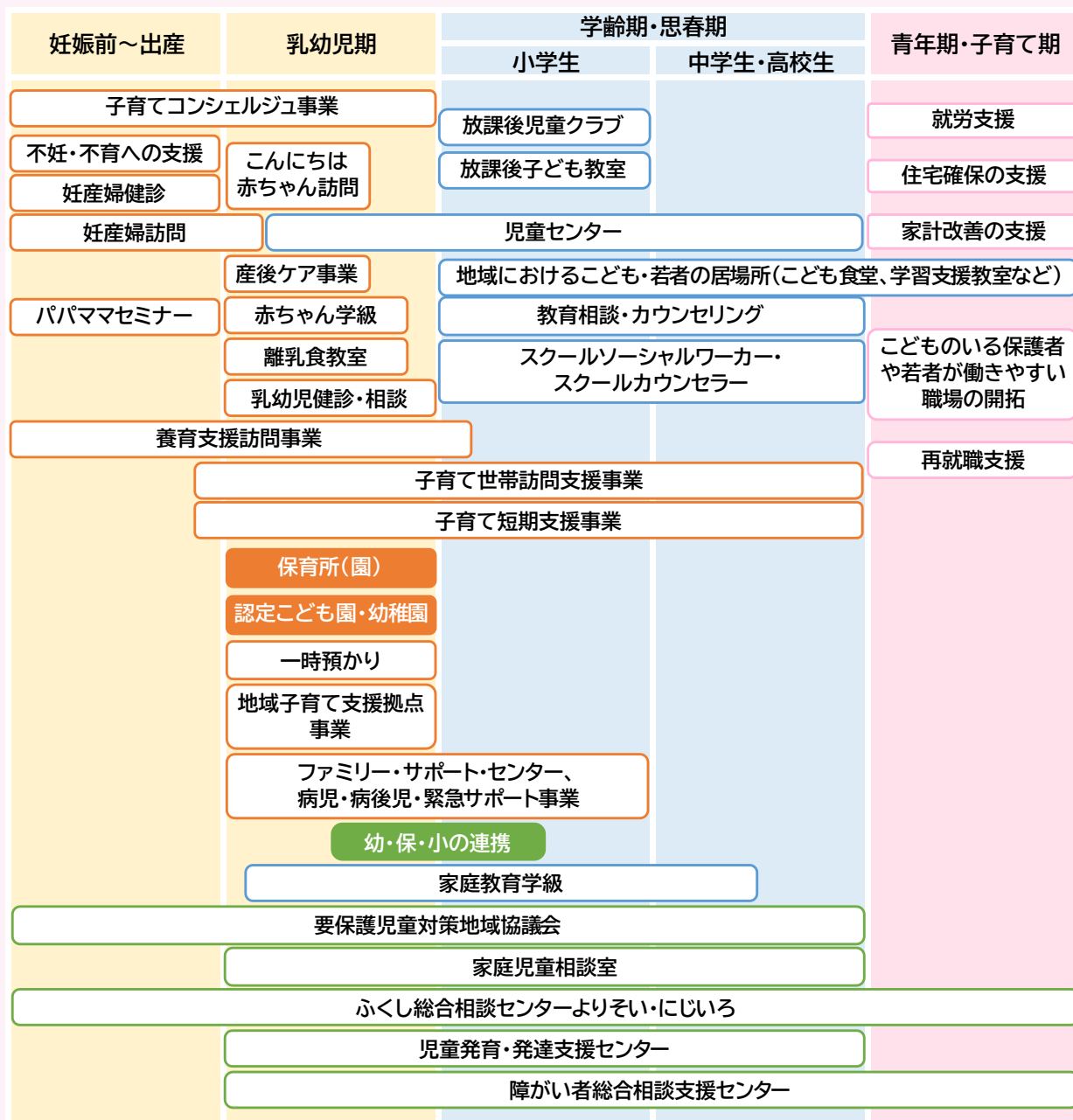
基本施策4 安全・安心に暮らせるまちづくり

施策1 安全・安心なまちづくりの推進

施策2 複合的な課題を抱える家庭等への支援

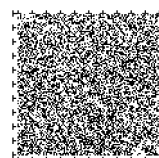


ふじみ野市におけるこども・若者への切れ目のない支援【イメージ】



基本目標別指標と目標設定一覧

基本目標	基本施策	指標	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	1	自分の考えを発表できる場や機会に「参加してみたい」と回答したこどもの割合	22.2%	30.0%
		地域活動に「参加している」と回答したこども・若者の割合	3.4%	8.5%
	2	こどもの居場所・多世代交流の場(こども食堂・学習の場等の数)	13 か所	18 か所
	3	要保護児童等のリスク軽減数(累計)	52件	240件
		児童会・生徒会等による「いじめで苦しむ子ゼロ」に向けての取組実施校数	10 校	18校
2	1	子育て家庭にとって暮らしやすいまちだと思いと回答した人の割合(就学前児童保護者)	86.7%	増加
		子育て支援拠点利用者延べ人数	3,715 人/月	3,929 人/月
	2	保育所待機児童数	0 人	0 人
		子育て情報の発信力に対する満足度(就学前児童保護者)	75.4%	増加
3	1	放課後児童クラブの利用者満足度	84.2%	増加
		公園でボール遊びができるようなゾーン・ルールを設定する取組	実施	実施
	2	地域学校協働活動事業数	153 件	234 件
4	1	自分の将来について明るい希望を持っていると回答したこども・若者の割合(15 歳～39 歳)	54.1%	増加
	2	再就職支援セミナー参加者数	5 人/年	20 人/年
5	1	つながる相談窓口の設置数	27 か所	33 か所
		子どもの学習・生活支援教室参加延べ人数	1,870 人	2,625 人
	2	ジョブスポットふじみ野利用による就職割合	75.3%	80%
		外国語版で作成している乳幼児健診問診票の種類	1種類	3 種類
	3	児童発育・発達支援センターにおける、個別支援及び親子支援事業利用者実人数	311 人	1,200 人
	4	年に 1 回以上、期間を定めて実施する、こどもが利用する全ての施設の安全点検	実施	実施
		コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による多機関協働事業の活動延べ件数	1,400 件	1,920 件



子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法により義務づけられた、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての「量の見込み」、「提供体制の確保の内容」及び「実施時期」等を示した計画です。



<制度における給付・事業の体系>

教育・保育給付 ・認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の経済的支援 施設型給付 (幼稚園、認定保育園、認定こども園) 地域型保育給付 (家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	地域子ども・子育て支援事業 ・地域の実情に応じた子育て支援 ① 利用者支援事業 ② 地域子育て支援拠点事業 ③ 妊婦健康診査 ④ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑤ 産後ケア事業 ⑥ 妊婦等包括相談支援事業 ⑦ 養育支援訪問事業 ⑧ 子育て世帯訪問支援事業 ⑨ 子育て短期支援事業 ⑩ 子育て援助活動支援事業 ⑪ 一時預かり事業 ⑫ 延長保育事業 ⑬ 病児保育事業 ⑭ 放課後児童健全育成事業 ⑮ 乳児等通園支援事業 ⑯ 児童育成支援拠点事業 ⑰ 親子関係形成支援事業 ⑱ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑲ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
施設等利用給付 ・施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援	
児童手当 ・児童手当法等に基づく児童手当	

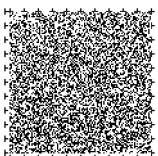
教育・保育の認定

教育・保育を利用するこどもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて給付が支給される仕組みとなります。

<教育・保育の認定区分>

認定区分	利用時間	施設・事業
●1号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定以外のこども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
●2号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園
●3号認定こども 満3歳未満のこどもであって、保護者の労働や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業

- 教育標準時間:1日4時間の幼児教育
- 保育標準時間:1日最大11時間の保育(主にフルタイムの労働を想定)
- 保育短時間:1日最大8時間の保育(主にパートタイムの労働を想定)



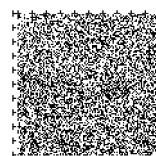
教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定は、国の考え方に基づき、本市の特性や教育・保育施設の整備状況、第1期計画期間における教育・保育事業の実績等を踏まえ、市全域を1区域で設定し、教育・保育事業の提供体制を確保します。



地域子ども・子育て支援事業について

事業名	事業内容
利用者支援事業	こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施する事業です。基本型とこども家庭センター型があります。
地域子育て支援拠点事業	未就学児のこどもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要な医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握、養育についての相談・助言を行う事業です。
産後ケア事業	出産医療機関を退院後、心身ともに不安定になりやすい時期に、助産師等が母体・乳児のケア、育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。
妊婦等包括相談支援事業	妊産婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。
養育支援訪問事業	保護者への養育支援が必要な家庭や保護者が養育することが困難な家庭、または出産前に支援が必要な家庭に対し、訪問により養育に関する相談・指導・助言その他の支援を行う事業です。
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。
子育て短期支援事業	(緊急サポート) 疾病、出産等による入院、冠婚葬祭、災害または事故、精神的または身体的な理由等で休息をとる必要があり、こどもを一時的に養育できない場合に、養育協力家庭でこどもを預かる事業です。 (ショートステイ) 保護者の疾病や育児疲れ等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合について、児童養護施設等でこどもを預かり宿泊を伴う養育支援を行う事業です。
子育て援助活動支援事業	こどもの預かり等、子育ての援助を希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所(園)、認定こども園等で一時的に預かる事業です。



事業名	事業内容
延長保育事業	利用決定を受けた保育利用可能時間を延長してこどもを保育する事業です。
病児保育事業	市内在住の乳幼児や保育施設(認可保育所・幼稚園)、放課後児童クラブに通所している児童で病気の療養中または回復期に家庭での保育に欠ける場合に一時的に保育する事業です。
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間保育できない就学児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。
乳児等通園支援事業	幼稚園、認定こども園、保育園等の余裕定員等を活用し、満3歳未満で保育所に通っていないこどもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず保育を行います。(令和8年度から実施予定)
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもに対して、居場所となる場を開設し、抱える課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援等を行い、こども及び家庭のアセスメントを通して、個々のこどもの状況に応じた包括的な支援を行います。
親子関係形成支援事業	親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する事業です。



子ども・子育て支援に関する問い合わせ先

内容	問い合わせ先
● 地域子育て支援事業全般に関すること ● 放課後児童健全育成事業に関すること	子育て支援課計画・施設・事業担当 049-262-9033(直通)
● 利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業に関すること	上野台子育て支援センター 049-256-8623(直通)
● 幼稚園・保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業等に関すること ● 一時預かり、病児・病後児保育、延長保育などに関すること	保育課保育係 049-262-9035(直通)
● 養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業など、児童福祉全般に関すること	こども家庭センターこども相談係 049-262-9034(直通)
● 妊産婦健康診査・乳児家庭全戸訪問事業・産後ケア事業など、母子保健全般に関すること	こども家庭センター母子保健係 (フクトピア内) 049-293-9045(直通)
● 子育て援助活動支援事業に関すること	ファミリー・サポート・センター (東児童センター内) 049-262-1135

ふじみ野市こども計画【概要版】

発行年月：令和7年3月 発行・編集：ふじみ野市 こども・元気健康部 子育て支援課
〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1
TEL：049-262-9033(直通)

